

始良市衛生協会告示第4号

始良市衛生協会電気式生ごみ処理機購入事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

始良市衛生協会会長 眞正 英志

始良市衛生協会電気式生ごみ処理機購入事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量の推進及びリサイクルに関する市民の意識の高揚を図るため、始良市衛生協会が実施する「ごみ減量対策事業」に基づき、市内の住宅等に電気式生ごみ処理機を購入した者に対し、始良市衛生協会電気式生ごみ処理機購入事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気式生ごみ処理機 家庭から発生する生ごみを電気を使用することにより、衛生的かつ安全に減量又は堆肥化させる機械をいう。
- (2) 住宅等 主に居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設した住宅(床面積のうち住宅部分が2分の1以上のもの)を含む。)をいう。
- (3) 食品廃棄物等 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供する事ができないものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主とする。

(助成対象処理機等)

第4条 助成金の交付の対象となる電気式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)は、令和8年4月1日以後に購入されたもの(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第1項に規定する古物に該当するものを除く。)であって、始良市衛生協会会長(以下「会長」という。)が認めたものとする。

2 助成金の交付の対象となる処理機の基数は、1世帯につき1基を限度とする。

3 助成金の交付回数は、1世帯につき1回限りとする。ただし、第9条の交付決定を受けた日から起算して6年を経過し、故障等のため使用不能と認められる場合に限り、助成金の交付を再申請することができる。

(助成金の交付)

第5条 会長は、処理機を購入した者に対して助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等を処理する者に対しては、助成金を交付しない。

(助成対象経費及び助成金の額等)

第6条 助成対象経費は、処理機の購入に係る経費のうち、送料、振込手数料、設置にかかる作業費用、販売店等のポイント、クーポン等による割引金額を控除した実支払金額とする。

2 助成金の額は、前項に規定する実支払金額（消費税額（消費税法（昭和63年法律108号）及び地方消費税額（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による消費税額及び地方消費税額に相当する額をいう。）を含む。）の3分の1の額（その額が3万円を超えるときは、3万円）とする。

3 前項の規定により算出した助成金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事前届出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理機を購入する前に、電気式生ごみ処理機購入事業助成金事前届出書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(交付申請)

第8条 申請者は、処理機を購入した後、電気式生ごみ処理機購入事業交付申請・請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他申請者が処理機を購入したことを証する書類
- (2) 保証書の写し
- (3) 処理機の仕様書又は形状、規格等が確認できるパンフレット等
- (4) 世帯員全員の住民票の写し

(交付決定等)

第9条 会長は、前条の規定による申請があったときは、到達があった順に内容を審査し、要件を満たすものについて、予算の範囲内において、助成金の交付を決定するものとする。

2 助成金は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる申請受付期間分を同表の右欄に掲げる月に交付するものとする。

区分	申請受付期間	交付月
第1期	4月1日から6月30日まで	8月
第2期	7月1日から9月30日まで	11月
第3期	10月1日から12月31日まで	2月
第4期	1月1日から3月31日まで	5月

3 前項の表の中欄に掲げる申請受付期間にかかわらず、次項の交付決定により当該年度の予算に達したときは、その時点で当該年度における申請受付を終了するものとする。

4 会長は、第1項の規定による審査の結果、助成金の交付を決定したときは、電気式生ごみ処理機購入事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

5 会長は、電気式生ごみ処理機購入事業助成金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第10条 会長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出した書類に虚偽その他不正があったとき。

(2) その他会長が不相当と認めるとき。

（助成金の返還）

第11条 会長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（始良市衛生協会ごみ減量対策助成金交付要綱の廃止）

2 始良市衛生協会ごみ減量対策助成金交付要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 廃止前の始良市衛生協会ごみ減量対策助成金交付要綱による生ごみ減量機器電気式の助成金の交付を受けた者は、当該助成金の交付を受けてから6年を経過するまでの間、この要綱による助成金の交付を申請することができない。